

山梨県立介護実習普及センター在り方検討会設置要綱

(設置目的)

第1条 山梨県立介護実習普及センター（以下「センター」という。）については、平成9年度の設置から20年以上経過している。一方で、昨今の介護保険制度の見直しの方向性として、高齢者人口がピークを迎える2040年度を見据え介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）することを掲げていること等を踏まえ、事業内容を抜本的に見直す中で、時代に合ったセンターの在り方について検討を行うため「山梨県介護実習普及センター在り方検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

(意見を求める事項)

第2条 検討会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 介護保険制度の見直し等を踏まえたセンターの在り方に関すること
- (2) その他必要事項

(組織)

第3条 検討会は、意見を求める事項に関して知識または経験を有する別表の分野から、福祉保健部健康長寿推進課長（以下「課長」という。）が依頼する委員をもって構成する。

(検討会の開催)

第4条 検討会は、必要に応じて課長が招集する。

- 2 検討会に座長をおき、課長が座長を指名する。
- 3 座長は、検討会を進行する。
- 4 検討会は、年3回程度開催する。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、福祉保健部健康長寿推進課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、課長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月11日から施行する。

別 表 (第3条関係)

分 野	団 体 等 の 名 称
学識経験者	山梨学院大学
医療介護関係	山梨県介護支援専門員協会 山梨県介護福祉士会 山梨県看護協会 山梨県リハビリテーション専門職団体協議会
家族介護関係	認知症の人と家族の会山梨県支部
市町村関係	都留市 市川三郷町

(8法人)